



写真提供：星塚敬愛園入所者自治会



星塚敬愛園内にあった火葬場での葬儀(昭和16年)。ほとんどの入所者の遺骨は引き取り手がなく、亡くっても故郷には帰れなかった。



今も園内に残る火葬場(初代)の跡

隔たりのない社会へ

ハンセン病問題を理解する



この写真は、ブリキでできた「園金」(園内通用金)と呼ばれる貨幣です。国の隔離政策によって、ハンセン病療養所に半ば強制的に入所させられた人たちは、所持金のすべてを保管金として施設に取り上げられ、園内でしか使えない園金を使用していました。これは逃亡などを防ぐ手段として行われたもので、園金を持つことは、ハンセン病療養所の人間になることを意味しました。園金は、強制隔離による人権侵害が行われていたことを、私たちに伝えています。



誤った差別と偏見が自由と尊厳を奪った。

国の誤った隔離政策

ハンセン病問題とは、国の隔離政策により、ハンセン病にかかった人とその家族が、差別・偏見を受けてきた問題です。6月28日、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」で、熊本地方裁判所は国の責任を認める判決を出しました。これを受け国は控訴を断念し、7月24日に安倍首相が原告団に直接謝罪。ハンセン病の元患者だけでなくその家族にまで及んだ差別・偏見を国が認めたことは、ハンセン病問題について国民が改めて考えるきっかけとなりました。なぜこのような差別・偏見が続いたのかを知るには、まずハンセン病のことを正しく理解する必要があります。

助長された差別・偏見

明治40年に「癩(らい)予防二関スル件」という法律ができて以降、昭和初期に「無らい県運動」が全国で広がるなど、ハンセン病と診断された患者を療養所に強制的に入所させる隔離政策が国によって進められました。ハンセン病が出た家は真っ白になるまで消毒されるなど、「伝染力が強い・怖い病気」というイメージで、当事者とその家族は差別・偏見を受けました。世界各国ではハンセン病の隔離政策が解かれていったにも関わらず、昭和28年の「らい予防法」でも強制隔離政策は継続され、平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで、国内での隔離政策は続いたのです。

感染力の弱い病気です

ハンセン病は、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」という細菌による慢性の感染症です。有効な治療法がなかった頃は、顔や手足、視力に後遺症が残ることもありましたが、感染力が非常に弱く、飲食・入浴などの日常生活では感染しません。

遺伝病ではありません

ハンセン病は、患者の子や孫に遺伝することはありません。

確実に治る病気です

戦後、プロミンという薬がハンセン病治療に効果を発揮。現在は多剤併用療法により、たとえ感染しても障がいを残さず一般病院の外来治療で確実に治すことができるようになりました。

ハンセン病問題に関することなど
岡山保健相談センター TEL 0994-41-2110